

事 務 連 絡
令 和 5 年 6 月 1 日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間 1,000 人を超える年が頻発していることから、「熱中症対策を強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 23 号）が令和 5 年 6 月 1 日付けで一部施行され、熱中症対策に係る政府一体となった取組を強化するため、熱中症対策実行計画（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定。以下「実行計画」という。）の策定等の措置が講じられました。

このうち、実行計画において、熱中症弱者のための熱中症対策の具体的な施策の 1 つとして、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する」とされたことを踏まえ、その取扱い等について、改めて下記のとおりお示ししますので、御了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。

併せて、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、御配意をお願いいたします。

記

1 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて

熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であることから、生活保護世帯におけるエアコン購入については、次の（1）から（3）までの取扱いを踏まえて、遺漏なきよう対応いただきたい。

（1）生活保護世帯におけるエアコン購入に関する基本的な考え方

これまでも示しているとおり（別添 1 参照。）、生活保護制度においては、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものである。

なお、保護費のやり繰りによって購入が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用して購入していただくことも可能としている。

(2) 特別な事情がある場合の生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い
「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第7の2(6)のウの規定により、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法(昭和22年法律第118号)等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、62,000円の範囲内において、エアコンの購入費用を支給することを可能としている。(別添2参照。)

(3) エアコンの購入に向けた必要な助言指導等

特別な事情がない生活保護世帯においては、毎月の保護費のやり繰りの中でエアコンの購入費用(故障時等の対応含む)を賄うこととなるため、福祉事務所においては、日頃のケースワークにおいてエアコンの購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理に係る助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者がエアコンを購入できるよう配慮されたい。

なお、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法(昭和25年法律第144号)第37条の2及び生活保護法施行令(昭和25年政令第148号)第3条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい(別添1参照。)

2 生活保護世帯に対する熱中症予防の取組について

生活保護世帯に対する熱中症予防の取組として、1に加えて、次の(1)及び(2)についても、遺漏なきよう対応いただきたい。

(1) 必要な家電製品等の使用のための家計管理に係る必要な助言指導

電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計管理に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないように配慮されたい(別添1参照。)

(2) 熱中症の予防法に関する周知等

今般、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、政府統一の高齢者のための熱中症対策のポイントをまとめたリーフレット等が作成された(別添3参照。)。保護の実施機関においても、必要に応じて、本リーフレット等を活用し、被保護者に対し、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法に関する呼びかけをお願いする。

○ 令和 5 年 3 月 社会・援護局関係主管課長会議資料（抜粋）

12 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えたところである。

このため、管内の実施機関に対して改めて周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないよう配慮されたい。

○ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）（抜粋）

第 7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(6) 家具什器費

ウ 冷房器具

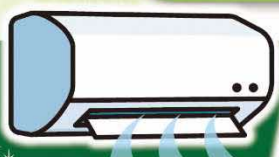
被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、62,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

<参考：ア 炊事用具、食器等の家具什器の（ア）から（オ）>

- （ア） 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- （イ） 単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- （ウ） 災害にあい、災害救助法第 4 条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。
- （エ） 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。
- （オ） 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

節電 こまめにフィルターのお手入れをする
2週間に1回を目安にしましょう

節電 適切な室温設定

節電 すだれやカーテンを活用し直射日光を遮る

換気 換気をして屋外の涼しい空気を入れる

換気 窓とドアなど2カ所を開ける

温度・暑さ指数を確認する

暑いからエアコンつけてね!

換気 扇風機や換気扇を併用する
長時間、風が体に直接あたらないように注意しましょう

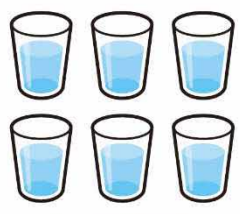
節電 クールビズを取り入れる

節電 複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する

さらに 気をつけるべきポイント

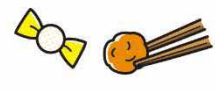
のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(2ℓ)を
目安に



コップ約6杯

- 1時間ごとにコップ1杯
- 入浴前後や起床後もまず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



！高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

● 東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

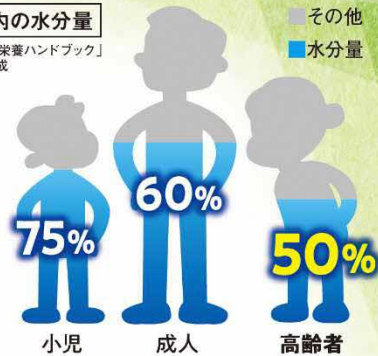
※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち 約9割は
エアコンを使用していなかった

体内の水分量

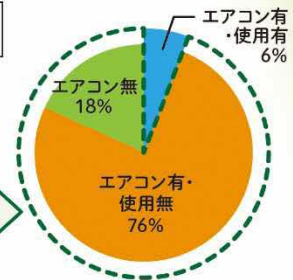
「輸液・栄養ハンドブック」より作成



エアコン設置有無・使用状況別

出典:東京都監察医務院

■ エアコン有 + 使用有
■ エアコン有 + 使用無
■ エアコン無



☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

エアコン・扇風機を上手に使用している



部屋の温度を測っている



部屋の風通しを良くしている



こまめに水分・塩分を補給している



シャワーやタオルで体を冷やす



暑い時は無理をしない



涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



涼しい場所・施設を利用する



緊急時・困った時の連絡先を確認している



環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。【熱中症警戒アラート】は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます▶

熱中症予防情報サイト



友達追加はこちら